

物 件 調 書

物件番号 1

※ 物件調書は、本物件の概要を把握するための参考資料です。必ず入札参加者ご自身で土地の利用制限及び諸規制等について調査確認をおこなってください。

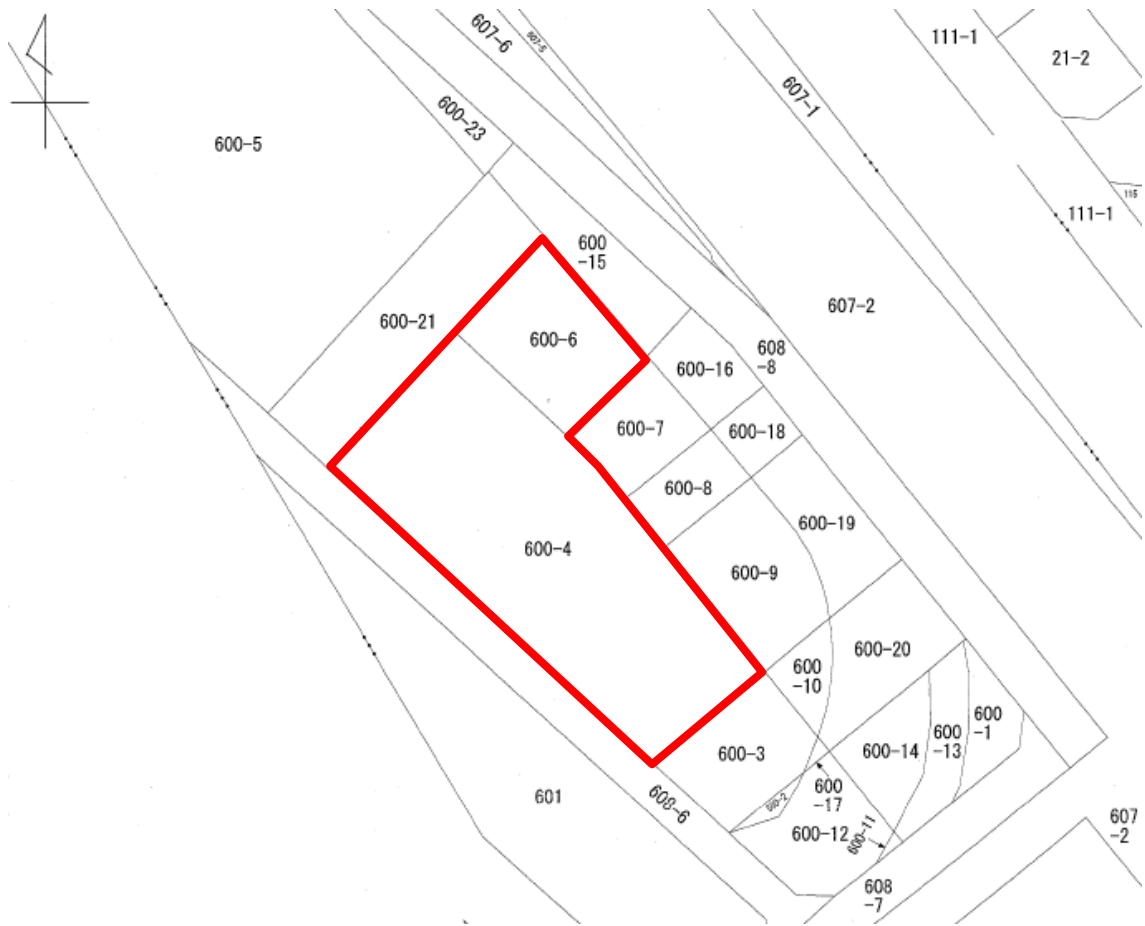
所在地	明石市魚住町中尾字新田600番4、600番6
貸付面積	【600番4】845㎡ 【600番6】207㎡ <u>合計 1,052㎡</u>
現況	更地（時間貸駐車場）
貸付形態	土地賃貸借契約 （民法（明治29年法律第89号）第601条に規定する土地賃貸借契約）
貸付期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
用途	平面駐車場（敷地の半分以上を24時間入出庫可能な時間貸駐車場とする）に限る
最低貸付価格 （年額）	<u>¥4,000,000-</u> （消費税込） （この金額未満の入札は無効となります。）
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、24時間入出庫可能な時間貸駐車場として運営されていますが、令和6年3月31日を持って期間満了となります。現在の駐車場運営施設（駐車場ゲート、車止め、防犯カメラ等）を引き続き使用したい場合は現在の借受人とご協議ください。 ・ 貸付対象には既設の門扉、ネットフェンスが含まれています。貸付期間中の管理及び補修等については、すべて借受人の負担でおこなってください。 ・ 既設フェンス、門扉等について、撤去する必要がある場合は、事前に財産区及び明石市と協議したうえで、借受人の負担で撤去してください。ただし、土地返却時には原状復旧をしてください。 ・ 当該地は現在、アスファルト舗装されていますが、新たな借受人が再舗装し、新たに白線等を引くことは可能です。再舗装の際には既設アスファルト舗装を取り除いてから施工してください。 ・ 24時間入出庫可能な時間貸駐車場を運営する事業者として十分な資力、信用、経験及び管理運営能力を有し、運営実績のある法人以外は、申込み出来ませんのでご注意ください。また、

	<p>土地賃貸借契約書(案)「特記事項」(P49～P51)記載事項についてもご確認のうえ、お申込みください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付期間中、当該地に防犯カメラを設置してください。また、近隣地の映り込みには十分に注意した上で、映像データの個人情報保護については万全の管理を行ってください。 ・近隣に保育所があるため、車両の出入りの際には安全を確保出来るよう、安全対策をおこなってください。 ・貸付期間中、当該地既設の工作物(ネットフェンス、門扉等)もしくは、借受人が設置した工作物(ゲート、防犯カメラ等)に起因する事故で第三者に損害を与えた場合については、全て借受人の責任において適切に対処してください。 ・貸付期間中、当該地における事故等で第三者に損害を与えた場合は、借受人の責任において適切に対処してください。
契約上の特約等	本応募要領P 5～6『契約上の特約』のとおり。

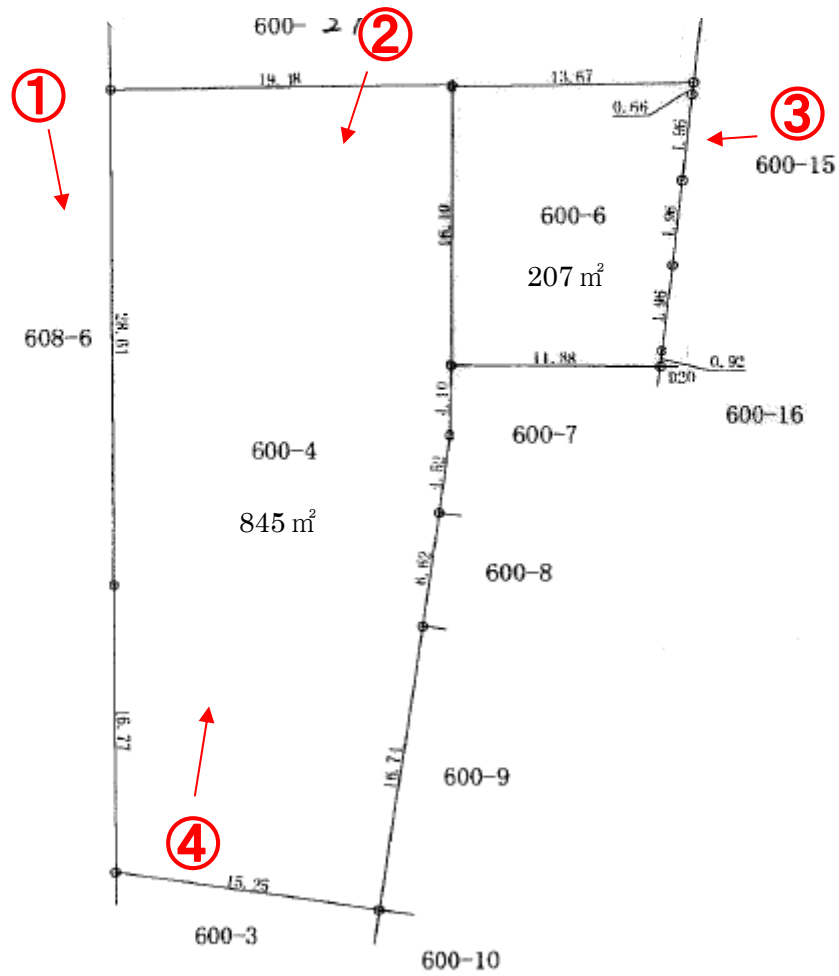
< 位置図 >



< 画地图 1 >



< 画地图 2、写真 >



< 写真 >



